

【マレーシア】児童・青少年雇用法の改正

前・海外立法情報課 山崎 美保
(海外立法情報課在籍時に執筆)

＊2019年2月1日、児童や青少年を雇用における差別待遇や搾取から保護することを目的に、児童・青少年雇用法の改正法が施行された。

1 背景と経緯

マレーシアでは、1966年に児童・青少年雇用法¹が制定され、児童（14歳未満）や青少年（14歳以上16歳未満）を雇用できる職業や時間などが規定された。2010年の同法改正²では、児童と青少年の年齢が変更され、児童は15歳未満に、青少年は18歳未満に引き上げられた（第1A条）。

2019年2月1日、児童や青少年を差別待遇や搾取などから守るため、児童・青少年雇用法の改正法³が施行された。人的資源大臣によると、この改正は国際労働機関（ILO）の基準、また「1973年の最低年齢条約」（第138号）⁴と「1999年の最悪の形態の児童労働条約」（第182号）⁵へのマレーシアの批准に則ったものであり、雇用における児童や青少年の保護を強化するものである⁶。

2 児童・青少年雇用法の改正（2019年）

児童・青少年雇用法は、法律の略称と適用（第1条）、用語の解釈（第1A条）、雇用（第2条～第6条）、興行（第7条）、総則（第9条～第18条）の全19条から成る。今回の改正では、賃金の調査（第8条）が削除され、付帯条項を改正する権限を人的資源大臣に与える条項（第15A条）が新たに追加された。

改正の主な内容は以下のとおりである（改正後の規定については、次頁の表を参照）。

（1）従事できる仕事に関する改正（第2条）

＊ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年3月8日である。

¹ Children and Young Persons (Employment) Act 1966 (Act no.40 of 1966). 1988年に改正 (Children and Young Persons (Employment) Act 1966, Act 350) <<https://www.unicef.org/malaysia/Children-and-Young-Persons-Employment-Act-1966.pdf>>

² Children and Young Persons (Employment) (Amendment) Act 2010 (Act A1386) <<http://www.agc.gov.my/agcportal/uploads/files/Publications/LOM/EN/Act%20350%20-%20Children%20and%20Young%20Persons%20%28Employment%29%20Act%201966.pdf>>

³ Children and Young Persons (Employment) (Amendment) Act 2019 (Act A1586) <http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20190118_A1586_BI_BI.pdf>

⁴ Minimum Age Convention, 1973 (No. 138). マレーシアは1997年9月9日に批准。

⁵ Worst Forms of Child Labour Convention, 1999 (No. 182). マレーシアは2000年11月10日に批准。

⁶ “Law amended to provide stiffer penalties for those who exploit child labour,” *The Star online*, 17 Oct 2018. <<http://www.thestar.com.my/news/nation/2018/10/17/stiffer-penalties-for-those-who-exploit-child-labour/>> また、マレーシアにおける児童や青少年の労働に関する問題については、マレーシアの4つの州で行われた、働く児童・青少年（17歳以下）を対象とした自記入式調査において、叩かれるなどの肉体的虐待（454人中108人）、軽蔑や侮辱などの精神的虐待（同245人）、雇用主による治療や食事の拒否（同67人）、性的虐待（同38人）が報告されている。Nik Ahmad Kamal Nik Mahmod et al., “A study on child labour as a form of child abuse in Malaysia,” *International Journal of Social Science and Humanity*, Vol.6 No.7, 2016, pp.525-530.

青少年が従事できる仕事から、家事労働、バーとクラブが除外された（第2条第3項）。また、児童と同様、青少年も危険な仕事に従事できないが、徒弟の契約下にある場合、又は職業訓練を行っている場合は、個人の監督において、危険な仕事に従事できることが新たに規定された（第2条第1B項）。

さらに、改正前は就業が認められる最低年齢については明示されていなかったが、今回の改正により、軽作業に従事できる年齢は13歳以上⁷と定められた（第2条第2A項）。

（2）危険な仕事と従事できない仕事の規定（第4付帯条項・第5付帯条項）

児童又は青少年が従事できない危険な仕事と、その他の従事できない仕事についての詳細が規定された⁸。危険な仕事とは、①機械（粉砕機などのハイリスクな体勢で使用する機械工具など）、設備（圧力管、送電線など）、又は他の機器に関連する仕事、②危険な環境下で行われる仕事（肉体的、化学的、生物学的な危険にさらされる仕事）、③一定の危険な性質や状態を含む仕事（ビル建設などの建設業、伐採などの林業など）である（第4付帯条項）。他の従事できない仕事とは、売春の仕事、ソーシャル・エスコートやホステスとしての仕事、アルコール飲料の製造販売に関する仕事、賭博や宝くじに関する仕事などである（第5付帯条項）。

（3）罰則の強化（第14条）

この法律に違反した者への罰則が強化された。初犯の場合、禁固刑1年以下から2年以下に、罰金5000リンギ⁹以下から5万リンギ以下に引き上げられ、再犯の場合は禁固刑3年以下から5年以下に、罰金1万リンギ以下から10万リンギ以下に引き上げられた。

表 児童・青少年の従事できる仕事と労働条件（2019年改正後）

	職種（第2条）	労働条件（第4条～第6条）
児童	・家業で児童の能力にあった軽作業 ・この法律で許可された興行 ・連邦政府又は州政府により承認された学校、訓練施設又は訓練船での仕事 ・徒弟制度（監督官によって同意された契約書が必要）	・1週間に6日を超える労働の禁止 ・夜8時から朝7時までの労働禁止* ・30分以上の休憩なく3時間を超える労働の禁止 ・1日6時間（通学している場合、学校で過ごす時間と合わせて7時間）を超える労働の禁止 ・連続して14時間以上の仕事から自由な時間を必要とする
青少年	・児童が従事できる仕事に加え、 ・事務所、販売店（ホテル、レストラン、売店を含む）、倉庫、工場、作業場、店舗、下宿屋、劇場、映画館などでの仕事 ・能力にあった工業の作業 ・両親又は保護者が所有する船での仕事 ・<u>危険な仕事（徒弟の契約下にある場合、又は職業訓練を行っている場合は、個人の監督において従事できる）</u>	・1週間に6日を超える労働の禁止 ・夜8時から朝6時までの労働禁止** ・30分以上の休憩なく4時間を超える労働の禁止 ・1日7時間（通学している場合、学校で過ごす時間と合わせて8時間）を超える労働の禁止 ・連続して12時間以上の仕事から自由な時間を必要とする

（注）下線部は2019年改正で追加。

*興行に従事する児童は当てはまらない。

**農作業、興行、両親又は保護者が所有する船での仕事に従事している青少年は当てはまらない。

（出典）児童・青少年雇用法（2010年、2019年改正）を基に筆者作成。

⁷ ILOの最低年齢条約では、軽作業に従事できる年齢を13歳～15歳（発展途上国では12歳～14歳）としている。

⁸ ILOの条約勧告適用専門家委員会（2013年）では、18歳未満の子供たちに禁止される危険な仕事の基準が確実に決定されるよう、政府に必要な処置を取るよう要求している。International Labour Office, *Report of the Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations III (Part 1A)*, 2013, pp.345-346. <[https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661\(2013-102-1A\).pdf](https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661(2013-102-1A).pdf)>

⁹ 1マレーシア・リンギは約26円（平成31年3月分報告省令レート）。